様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和1年6月21日

□ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	根室市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/soumubu/jyouhou/4/my/1641.html

執行機関名　根室市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和48年根室市条例第54号)によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		根室市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成29年条例第11号)　別表第1　第3の項 根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和48年根室市条例第54号)によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年根室市条例第54号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父と児童に対し医療費の一部を助成することによつて、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年根室市条例第54号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令　31　条　　項　1　号	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条に規定する受給者証の交付申請に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令　31　条　　項　1　号 ホ	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令　31　条　　項　1　号 ニ	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第2号、第3号、第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令　　条　　項　　号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		